

平成26年3月から施行を予定しております出港前報告制度に関して、各種説明会等の場で数多くの質問が寄せられました。今般、主な質問とその回答(FAQ)を取りまとめましたので、本制度の内容を関係事業者の皆様方に十分ご理解いただけるよう情報提供します。

問1. 出港前報告制度を導入する理由は何か。

答1. 我が国の国際物流におけるセキュリティレベルを国際標準にあわせ、テロ行為や国際組織犯罪を未然に防止するため、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する詳細な情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから本制度を導入します。

問2. 報告の対象となる貨物は何か。

答2. 我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物を報告の対象とします。

ただし、「空コンテナ」及びコンテナに関する通関条約(昭和46年条約第6号)第1条(b)に規定するコンテナの定義に該当しない「プラットホームコンテナ」は、報告の対象外とします。

さらに、本制度導入当初においては、制度定着までの当分の間、本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物(通過貨物)についても、報告の対象外とします。

問 3. コンテナ船が輸送する海上コンテナ貨物のみが報告の対象となるのか。

答 3. 船舶の種類に関係なく、我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物が報告の対象となります。したがって、コンテナ船以外の船舶であっても、海上コンテナ貨物を積載する場合には、当該貨物に関する積荷情報の報告が必要となります。

問 4. 報告の義務者は誰か。

答 4. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、オーシャン（マスター）B／Lに基づく積荷情報を把握している運送契約の当事者である外国貿易船の運航者等（船会社等）及びハウスB／Lに基づく積荷情報を把握している荷送人（利用運送事業者等）を報告義務者とします。本制度導入当初においては、制度定着までの当分の間、荷送人（利用運送事業者等）のうち、当該運航者等と運送契約を締結する者を報告義務者とします。

問 5. サービスプロバイダーは報告義務者とはならないのか。

答 5. 出港前報告制度では、報告義務者が輸出入・港湾関連処理センター（NACCセンター）と直接利用契約を結ぶことなく、輸出入・港湾関連処理システム（NACCS）への報告を行えるようNACCSとの接続が認められているサービスプロバイダー等の接続業者を通じて積荷情報の報告を行うことができるようにしています。

したがって、サービスプロバイダー等は、報告義務者が積荷情報をNACCSへの報告を行う際に、接続サービス等を提供する者であり、報告義務者にはあたりません。

問 6. 船舶代理店が報告を行うことは可能か。

答 6. 報告義務者との契約関係において、船舶代理店が報告を行うことは可能です。なお、その契約関係において、サービスプロバイダーと同じ役割（接続サービス等の提供）で報告を行う場合は、報告義務者の申請者 ID を使用して N A C C S へ報告することとなります。一方、報告義務者として報告を行う場合は、船舶代理店の ID を使用して N A C C S へ報告する必要があります。（報告期限までに報告がなされなかった場合には、船舶代理店が罰則の適応を受けることがあります。）

問 7. 報告期限はいつまでか。

答 7. 報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準とし、原則、船積港の出港24時間前までとします。

ただし、現状の物流実態を踏まえ、現行の入港前報告制度において緩和措置が適用されている航路を基本とした近隣諸国の港を船積港とする一定の範囲内の近海航路については、船積港を出港する時までとします。

なお、船積24時間前までに報告を行った場合は、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることができるため、船会社が当該貨物の船積みを取止めることが可能となります。

問 8. 諸外国の制度同様に報告期限を船積24時間前としなかった理由は何か。

答 8. コンテナの船積時間を把握することは困難であるため、報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準としています。

問9. 報告期限に緩和措置を設ける理由は何か。

答9. パブリックコメント等において、緩和措置を設けることの強い要望があり、現状の物流実態を踏まえ、本制度の施行開始時までには、物流の形態を変更することが困難な状況にある航路に関しては、税関のリスク分析を実施する上で、一定のセキュリティが確保できる必要最小限の範囲の近海航路について、制度定着までの当面の間、緩和措置を設けることとしました。

問10. 海外の港において、トランシップされる貨物の報告期限はいつか。

答10. 本制度では、我が国に入港しようとする外国貿易船に、報告対象の貨物を船積みする港を出港する24時間前までに報告することを義務付けています。例えば、ヨーロッパ仕出の貨物について、シンガポールでトランシップする場合には、トランシップ港のシンガポールの港を出港する24時間前までに報告をする必要があります。

問11. 船舶の運行スケジュールの変更等、急遽、トランシップが行われた場合、トランシップ港を出港する24時間前までに、船会社が報告するマスターB／Lに基づく積荷情報のほか、利用運送事業者が報告する当該マスターB／Lに関連付けされるハウスB／Lに基づく積荷情報についても報告を行う必要があるのか。

答11. 急遽、トランシップが行われた場合でも、原則としてマスターB／Lに基づく積荷情報のほか、ハウスB／Lに基づく積荷情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要があります。

問12. 報告項目については、何を基準に定めたのか。

答12. 「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」」における積荷情報の報告項目を基本に、諸外国での報告項目及び関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、税関のリスク分析に必要な項目を報告項目としています。

問13. 荷受人欄については、「to order」の報告が認められるのか。

答13. 関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を報告していただくことにより、荷受人欄について「to order」で報告することを認めます。

問14. 代表品目番号（HSコード6桁）欄については、諸外国から報告義務者が報告を行う場合、対応が困難ではないか。

答14. 代表品目番号（HSコード6桁）については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、世界各国で利用されているコードであることから、対応は可能であると考えています。

問15. 品名欄について、代表品目番号の報告があれば具体的かつ詳細な品名の記載は不要ではないか。

答15. 品名については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名を記載していただきます。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を記載していただく必要があります。

問16. 報告項目において仕出港と船積港の違いは何か。

答16. トランシップされる貨物の報告においては、一番最初に日本向けに積出した港（通常は輸出地）を「仕出港」とし、トランシップにより我が国に入港しようとする外国貿易船に船積みした港を「船積港」として報告してください。

問17. 報告内容の訂正は認められるのか。

答17. 本制度で報告される積荷情報は船積み予定の情報であり、不確定情報が含まれる可能性があることから、関係事業者へのヒアリング結果も踏まえ、原則として、「出港日時報告(ATD)」業務が実施されるまでの間、必要の都度、報告した積荷情報の訂正を可能とすることとしています。
ただし、システム上、「船会社コード」、「船舶コード」、「航海番号」、「船積港コード」及び「B/L番号」の報告項目については、訂正を不可とします。

問18. 「出港前報告訂正(CMR)」業務又は「出港前報告訂正(ハウスB／L)(CHR)」業務により、必要な訂正等を行う場合、あらかじめ税関に連絡する必要があるのか。

答18. 出港前報告制度で報告された積荷情報の訂正等については、必要の都度、行っていただくこととしており、あらかじめ税関に連絡する必要はありません。なお、システム上、「船会社コード」、「船舶コード」、「航海番号」、「船積港コード」及び「B／L番号」の報告項目は訂正ができません。

問19. 「出港日時報告(ATD)」業務実施後は、いかなる情報の訂正もできないのか。

答19. 「出港日時報告(ATD)」業務実施後においては、税関からのリスク分析結果の事前通知が行われている積荷情報についてのみ、「出港前報告訂正(CMR)」業務又は「出港前報告訂正(ハウスB／L)(CHR)」業務で訂正等を可能としています。したがって、必要な訂正等は「出港日時報告(ATD)」業務を実施するまでに終了させてください。

問20. 報告後に急遽、トランシップが発生した場合には、当初報告した積荷情報の削除は必要か。

答20. 当初報告した積荷情報を削除することなく、トランシップ港における報告期限までに「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB／L)(AHR)」業務で積荷情報の報告を行ってください。

問21. システムダウンにより、報告期限までに報告ができない場合には、どのように対応すれば良いのか。

答21. あらかじめ指定した税関の連絡窓口連絡の上、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として、税関が認めた場合には、税関からの指示に従い、報告期限までに書面により報告を行う必要があります。
ただし、地震等の自然現象の異変による災害又は戦争等の人為による異常な災害により報告を行うことが困難な場合には、報告が免除されます。

問22. 税関からのリスク分析結果の事前通知はいつ通知されるのか。

答22. 税関では、原則として、積荷情報の報告を受けてから24時間以内に、リスク分析結果の事前通知を行います。
したがって、船積24時間前までに報告を行うことにより、船積み前までにハイリスク貨物に対する事前通知を受取ることが可能となり、船会社が当該貨物の船積みを取止めることができることとなります。

問23. 税関におけるリスク分析の結果、船積みしても問題が無い旨の通知はあるのか。

答23. 税関では、リスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した場合に「DNL」又は「DNU」、追加の情報や報告内容の訂正を要請する場合に「HLD」の事前通知を行うこととしており、我が国のセキュリティ上、問題が無い貨物については事前通知は行われません。

問24. 入港前報告を維持する理由は何か。

答24. 出港前報告制度で報告される積荷情報は、我が国に向けて船積みされることが予定されている積荷に関するものであり、当該報告期限の段階では、貨物の数量等、不確定情報を含んだまま報告されるおそれがあります。したがって、出港前報告制度において報告された貨物が実際に船積みされて、我が国の港で船卸しされるか否かを確認する必要があるため、引続き、外国貿易船に積載された貨物の積荷情報について最終的な責任を有している船長からの報告（入港前報告）を併せて求めることとします。なお、これらの報告にかかる事務負担を軽減するため、NACCS上において、出港前報告制度において報告された積荷情報を活用し、入港前報告制度における積荷情報の報告を行うことを可能とする業務を新設します。

問25. 入港前報告制度における積荷情報の報告を行った後、荒天等による外国貿易船の運航スケジュールの変更に伴う船卸地の変更等、出港前報告制度の報告項目についても変更が発生した場合には、入港前報告制度で報告した積荷情報のほか、出港前報告制度で報告した積荷情報の訂正等も必要か。

答25. 入港前報告制度における積荷情報の報告後に積荷情報の訂正等をする場合は、税関が必要と認める場合を除き、入港前報告制度で報告した積荷情報のみ訂正等を行っていただくことで差し支えありません。

問26. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB／L)(AHR)」業務を実施した場合、受理された旨の何らかの通知はあるのか。

答26. 正常終了の「COMPLETION」の処理結果電文を通知します。

問27. 「出港日時報告(ATD)」業務は誰が実施するのか。

答27. 船積港の出港日時は、入港前報告制度の積荷情報に関する報告項目として、我が国に入港しようとする外国貿易船の船長に対して報告の義務を課しています。

しかしながら、関係事業者からのヒアリング結果を踏まえ、船積港における船舶の運航状況も把握している出港前報告を行う外国貿易船の運航者等も行える「出港日時報告(ATD)」業務を新規に設けました。

したがって、船積港を外国貿易船が出港後、当該船積港における出港前報告を行った運航者等が「出港日時報告(ATD)」業務を実施し、入港前報告を行う船長又はその代理人が「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時を確認の上、必要な訂正を行ってください。

問28. 出港前報告を行う外国貿易船の運航者等が「出港日時報告(ATD)」業務で報告した出港日時について、入港前報告を行う船長等はどのようにして確認することができるのか。

答28. 「積荷目録情報登録(MFR)」業務実施後、処理結果通知として「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時が通知されます。また、「出港前報告照会(IAR)」業務で照会が可能となっています。

問29. 「出港日時報告(ATD)」業務はいつまでに実施すれば良いのか。

答29. 「出港日時報告(ATD)」業務は、船積港を外国貿易船が出港した後、入港前報告の「積荷目録提出(DMF)」業務の実施前までに実施してください。
なお、「積荷目録提出(DMF)」業務を実施した際、「出港日時報告(ATD)」業務が未済の場合には「出港日時報告(ATD)」業務未済に関する不一致通知を行います。

問30. 報告期限に関する不一致は、システムの的にどのように判断しているのか。

答30. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB/L)(AHR)」業務を実施した報告日時と「出港日時報告(ATD)」業務で報告された出港日時を比較して、報告期限までに積荷情報が報告されていないことをシステムの的に確認した場合には、「出港日時報告(ATD)」業務の実施者に対して不一致通知を行います。

問31. 報告期限に関する不一致通知があった場合には、自動的に「SPD」の事前通知が行われるのか。

答31. 税関では、不一致通知の内容を精査した上で、報告期限までに報告がなされていないことを確認した積荷について、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の単位で「SPD」の事前通知を行います。

問32. 税関からのリスク分析結果の事前通知内容について、「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB／L)(AHR)」業務実施者以外の国内の関係事業者は分かるのか。

答32. 「出港前報告(AMR)」業務及び「出港前報告(ハウスB／L)(AHR)」業務の通知先欄に登録されている国内の関係事業者については、税関からリスク分析結果の事前通知を行います。
また、「貨物情報照会(ICG)」業務を利用して、税関からのリスク分析結果の事前通知が行われているか否かを確認できるようにしています。

問33. 「DNU」の事前通知が解除されない積荷については、システム上、どのような取扱いとなるのか。

答33. 「DNU」の事前通知が解除されない限り、システム上、「船卸確認登録((PKI)又は(PKK))」業務が実施できません。

問34. 「出港前報告(AMR)」業務又は「出港前報告(ハウスB／L)(AHR)」業務により、出港前に報告された積荷情報を利用して輸入申告情報を作成することはできるのか。

答34. 平成26年3月の出港前報告制度運用開始時には、本制度で報告された積荷情報を利用して輸入申告情報を作成することはできません。
なお、平成29年に予定されているNACCSの更改時には、出港前報告制度で報告された積荷情報を利用できるようにすることを検討しています。

問35. 申請者 I Dは、法人に1つで良いのか、それとも各港毎など支店営業所単位で取得する必要があるのか。また、現在、N A C C Sの利用者 I Dを取得している場合であっても、出港前報告制度における積荷情報の報告を行うにあたり新たに取得する必要があるのか。

答35. 積荷情報の報告にあたり、本社等で一括して報告を行う方法や各港の支店営業所毎に報告を行う方法が想定されることから、各社の実情に応じて、必要な数の申請者 I Dを取得してください。
また、現在、N A C C Sと利用契約を締結し、利用者 I Dを取得している場合には、当該利用者 I Dを使用して報告を行うことができます。

問36. N A C C Sとの接続が認められたサービスプロバイダーはどこか。

答36. N A C C Sとの接続を認めたサービスプロバイダーについては、ホームページ上で公表しています。

<http://www.naccs.jp/afr/index.html>（N A C C Sホームページ）

問37. 出港前報告に関するN A C C Sの新規業務の利用料金はいくらか。

答37. 現在、検討中であり、今後、公表できる段階になりましたら公表します。
なお、従来の考え方であれば、法令手続きとなる報告業務については、無料となるものと考えます。

問38. 出港前報告制度に関する周知はどのように行っているのか。

答38. 税関ホームページに日本語と英語の説明資料を掲示の上、広く本制度の周知を図っているほか、各国の税関当局が集まる国際会議等の場において、我が国が出港前報告制度を導入することを周知しています。

さらに、平成24年5月及び9月には、我が国に就航する外国貿易船の運航者や関係する事業者等に対して、制度概要や業務仕様等に関する説明会を開催して、国内の関係事業者への周知を行ったほか、当該説明会に参加した関係事業者に対して、海外の取引先等の関係者への周知の協力依頼も行ったところ です。